

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のない関税制度の変更）

要望元：国土交通省海事局外航課

：国土交通省港湾局参事官（技術監理・情報化）室

：国土交通省港湾局港湾経済課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			とん税・特別とん税								
改正要望の内容			外航海運税制について、経済安全保障の確立といった観点から必要な見直しを行い、所要の措置を講じる。								
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
										百万円	百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			恒久措置								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状 とん税法・特別とん税法に基づき、外国貿易船の開港への入港に対し船舶の純トン数（NT）に応じてとん税・特別とん税を課している。税率には入港毎に納付する都度納付（とん税 16 円/NT、特別とん税 20 円/NT）と開港ごとに 1 年分を納付する一時納付（とん税 48 円/NT、特別とん税 60 円/NT）があり、一時納付は都度納付の 3 倍の税率となっている。 また、欧州・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税及び特別とん税について、一時納付の税率を半分（とん税 24 円/NT、特別とん税 30 円/NT）とする特例措置が設けられている。 ② 問題点 四面を海に囲まれ、エネルギーや食料等の自給率が低い我が国にとって、貿易量の 99.5%を担う国際海上輸送は国民生活・経済活動に不可欠なインフラであり、今般のホルムズ海峡を巡る事案を受けて、経済安全保障の観点からその重要性が改めて認識された。 日本船舶は、我が国の管轄権の対象であり、経済安全保障の観点から確保を進めることが必要であるが、日本商船隊が世界単一の海運市場を勝ち抜くためには、こうした経済安全保障上の要請と企業活動における国際競争力の強化を両立させることが重要である。								

改正の必要性と目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 今般のホルムズ海峡を巡る事案等を踏まえ、外航海運税制について必要な検討を行い、海事産業群や港湾ロジスティクスの基盤強化を図る。 ② 改正の方向性 外航海運税制について、経済安全保障の確立といった観点から必要な見直しを行い、所要の措置を講じる。 ③ 改正目的達成予定時期 —
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 — ② 改正の妥当性 —
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 — ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 — ④ 関連措置 —

○ 改正経緯

これまでの改正状況	国際基幹航路のうち欧州・北米航路に就航する外貿コンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税及び特別とん税について、一時納付の税率を半分（とん税 24 円/N T、特別とん税 30 円/N T）とする特例措置を令和 2 年度より措置
措置による効果	我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力（京浜港） （定量的目標：直近 3 ヶ年分） 令和 5 年度：21.3 万 T E U/週 令和 6 年度：19.8 万 T E U/週 令和 7 年度：22.1 万 T E U/週 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力（阪神港） （定量的目標：直近 3 ヶ年分） 令和 5 年度：8.4 万 T E U/週 令和 6 年度：8.4 万 T E U/週 令和 7 年度：8.5 万 T E U/週 本特例措置の適用により、国際基幹航路の寄港や輸送力には下げ止まりが見られる。港湾コストにおける国際競争力確保に効果的な本特例措置の適用が各船社に認知され、寄港回数や輸送力に下げ止まりが見られていることは、船社の航路設

	計・寄港地選択に一定の影響を与えていると考えられる。
--	----------------------------